

地区計画ガイド 副都心北部直江地区

名		称		副都心北部直江地区 地区計画							
位		置		金沢市近岡町、問屋町3丁目、直江町及び直江北1丁目の各一部							
面		積		約42.2ha							
地区計画の目標				本地区は、県庁を中心とした金沢副都心地域の一翼を担う重要な位置にあり、今後、経済や国際化の面からも、発展が期待される地区である。 金沢外環状道路（海側幹線）による広域的なアクセスの改善や、新たな産業拠点、交流拠点の形成、良好な環境を有する住宅地の創出を図り、金沢副都心地域の新たな発展基盤を構築することを目標とする。							
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地の利 用 方 針	都市計画道路福久福増線の沿道において、地区の顔としての新規機能や生活利便機能の導入を図る拠点サービス地区を設定し、その周辺に良好な住環境の形成を図る中層住宅地区や住宅地区を設定し、生活利便性の確保とともに住環境に配慮した段階的な土地利用を図る。幹線道路沿道においては、沿道サービス地区や流通業務地区を設定し、無秩序な沿道系施設を防止するなどし、住宅地に対する影響を緩和する。									
		中層住宅 A地区	中層住宅 B地区	住宅地区	拠点サービス 地区	沿道サービス 地区	流通業務 A地区	流通業務 B地区	流通業務 C地区		
		按月中央公園に隣接した住宅地としてふさわしい土地利用を誘導し、緑豊かな居住環境の創出を図る。	既存住宅地に隣接した住宅地としてふさわしい土地利用を誘導し、緑豊かな居住環境の創出を図る。	按月小学校に隣接する閑静な住宅地としてふさわしい土地利用を誘導し、緑豊かな居住環境の創出を図る。	西部緑道や問屋団地に隣接する地区として、周辺居住地の環境保全と景観整備に配慮し、集合住宅を許容しつつ、商業施設、業務施設の立地誘導を図る。	近岡直江線及び戸水直江線沿道の有効利用に加えて無秩序な沿道系施設の立地の防止と、背後の住宅地に対する騒音等を緩和しつつ、沿道型の生活利便施設の立地誘導を図る。	金沢外環状道路（海側幹線）沿道の有効利用に加えて無秩序な沿道系施設の立地を防止し、店舗や事務所・軽工場などが共存した街区の形成を図る。	金沢外環状道路（海側幹線）及び近岡直江線沿道の有効利用に加えて無秩序な沿道系施設の立地を防止し、店舗や事務所・軽工場などが共存した街区の形成を図る。	直江線及び直江大河南端線沿道の有効利用に加えて無秩序な沿道系施設の立地を防止し、店舗や事務所・軽工場などが共存した街区の形成を図る。		
建築物等の整備方針		地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ、周辺環境との調和を保ちながら、それぞれの土地利用にふさわしい街区の形成が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又は柵の構造の制限等を行い、緑豊かな街並みが形成されるよう誘導する。									
地区建築物等に 関する事項	建築物等の用途の制限	地区の細区分	名称	中層住宅 A地区	中層住宅 B地区	住宅地区	拠点サービス 地区	沿道サービス 地区	流通業務 A地区	流通業務 B地区	流通業務 C地区
		面積		約6.3ha	約3.8ha	約4.8ha	約5.7ha	約4.1ha	約10.7ha	約3.9ha	約2.9ha
		地区の区分に応じ、それぞれ次に掲げる建築物を建築してはならない。									
		○神社、寺院、教会その他これらに類するもの ○公衆浴場									
		—				○ホテル、旅館 ○建築基準法別表第2（に）項第3号に掲げる運動施設				○自動車教習所 ○畜舎、サイロ	
		—									○住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿
		○風俗営業等の規制及び適性化等に関する法律第2条第1項第2号及び第3号に掲げる営業の用に供する建築物						○カラオケボックス（コンテナ形式その他これらに類するもの） ○射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する施設			
○危険物（消防法別表第1第4類の項に該当するもので、同法第9条の4に規定する指定数量の1/5未満であるものを除く。）の貯蔵・処理を行う施設		—	○建設基準法別表第2（に）項第2号に掲げる工場 ○危険物（消防法別表第1第4類の項に該当するもので、同法第9条の4に規定する指定数量の1/5未満であるものを除く。）の貯蔵・処理を行う施設		—	○風俗営業等の規制及び適性化等に関する法律第2条第1項第2号から第5号に掲げる営業の用に供する建築物		○劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ○倉庫業を営む倉庫		○風俗営業等の規制及び適性化等に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業の用に供する建築物	
								○風俗営業等の規制及び適性化等に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業の用に供する建築物		○風俗営業等の規制及び適性化等に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業の用に供する建築物	

地 区 整 備 計 画 事 項	建 築 物 等 に 関 す る	地 区 の 細 区 分	中 層 住 宅 A 地 区	中 層 住 宅 B 地 区	住 宅 地 区	拠 点 サ ー ビ ス 地 区	沿 道 サ ー ビ ス 地 区	流 通 業 務 A 地 区	流 通 業 務 B 地 区	流 通 業 務 C 地 区			
		建 築 物 等 の 敷 地 面 積 の 最 低 限 度	150㎡										
			ただし、基準時（地区計画の都市計画決定時）に、既に上記未満の敷地となっている場合はこの限りではない。										
		壁 面 の 位 置 の 制 限	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「壁面等」という。）から道路境界線又は隣地、公園、歩行者専用道路、河川若しくは水路（以下「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、1.0mとする。 2 次の各号に掲げるものについては、前項の規定は適用しない。 （1）道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分（壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度に満たない距離にある部分をいう。以下同じ。）に係る床面積の合計が5㎡以内であり、かつ、軒の高さが3.0m以下の独立した車庫及び物置その他これらに類するもの （2）隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、その面積が150㎡未満である敷地に係る建築物										
		建 築 物 等 の 高 さ の 最 高 限 度	建築物等の高さの最高限度は、地区の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値とする。										
			15m						20m		15m		
		建 築 物 等 の 形 態 又 は 意 匠 の 制 限	1 建築物の外壁の色は、マンセル表色系で別表に掲げるものとし、周囲の景観と調和したものとする。 2 建築物の屋根の色は、黒、茶、グレー等を基調とした落ち着いた色調とし、マンセル表色系で別表に掲げるものとする。 3 広告物は、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、景観形成上支障のないもので、地区の区分に応じ、次に該当するものとする。 （1）自己用又は管理広告物に限る。 （2）建築物等の屋根面及び屋上に設置しない。 （3）突出広告は、地盤面からの最低高が3.0m以上で、壁面からの突出幅が1.0m以内とする。 （4）独立広告物については、表示面を含め壁面後退部分に設置しない。また、地区の区分に応じ、高さについて、それぞれ次に掲げる数値とする。										
			6m以下		3m以下			6m以下					
			（5）広告物の表示合計面積は、地区の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値とする。										
			10㎡以下		5㎡以下			10㎡以下			20㎡以下		10㎡以下
			道路に面して垣又は柵を設ける場合は、次に該当するものとする。 （1）生け垣、植栽又は透過性のあるフェンスの高さは1.5m以下とする。 （2）レンガ、ブロック、石、その他これらに類するもの（以下「石等」という。）の高さは1.0m以下とする。 （3）石等と生け垣、植栽又は透過性のあるフェンスを組み合わせたものは、組み合わせ高さを1.5m以下とする。										
			（4）前面道路から0.6m以上後退した場合、生け垣を除いて、高さを1.8m以下とする。また、後退した部分において石等を設置する場合は、石等の高さは0.3m以下とする。								—	（4）前面道路から0.6m以上後退した場合、生け垣を除いて、高さを1.8m以下とする。また、後退した部分において石等を設置する場合は、石等の高さは0.3m以下とする。	
垣又は柵の構造の制限													
土 地 利 用 に 関 する 事 項			垣又は柵を前面道路から後退した部分をはじめとし、敷地内において緑化の推進を図る。										

●副都心北部直江地区 地区計画は、平成23年11月21日に都市計画決定し、平成24年12月21日、平成27年1月13日及び平成28年6月23日に一部変更しました。

別 表

外壁

色彩	マンセル値		
	色相	明度	彩度
グレー等	N	4～8	—
	その他	4～8	1以下
茶等	R	3～6	3以下
		7～8	2以下
	2.5YR、5YR	3～8	4以下
	7.5YR、10YR	4～6	6以下
		3、7～8	4以下
	2.5Y、5Y	3～8	4以下
	7.5Y、10Y	3～8	2以下
落ち着いた色調	N、R、YR、Y	グレー、茶等を参考	
	その他	4～6	2以下

屋根

色彩	マンセル値		
	色 相	明 度	彩 度
黒	N	3以下	—
	その他	3以下	1以下
グレー	N	4～7	—
茶	5 R	4以下	3以下
	Y R	6以下	4以下

※表は JIS Z8721 によるマンセル値

副都心北部直江地区 地区整備計画 色彩の基準の説明

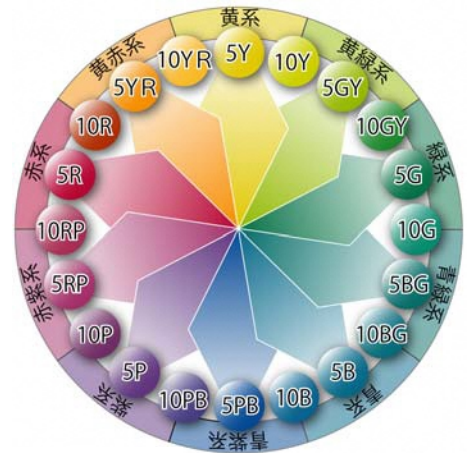
地区整備計画における建築物等の外壁や屋根の色彩基準では、JIS規格に採用され（JIS Z 8721）色彩の国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用しています。

「マンセル表色系」は、1つの色について赤や青などの色合いを示す「色相」、明るさを示す「明度」、鮮やかさを示す「彩度」の3つの属性の組み合わせにより数値として示すものです。

●「色相 (Hue)」とは？

- ・赤、青といった「色合い」を表します。
- ・マンセル表色系では、10種の基本色「黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)、赤(R)、黄赤(YR)」とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、5Y、10Rなどのように表記します。また、10RはOYRと同意です。

■マンセル色相環



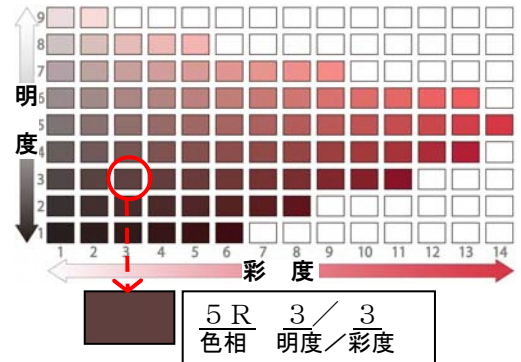
●「明度 (Value)」とは？

- ・色の明るさを表します。
- ・明るさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

●「彩度 (Chroma)」とは？

- ・色の鮮やかさを表します。
- ・色みの無い濁った色ほど数値が小さく、白・グレー・黒などの無彩色は0となります。鮮やかな色ほど数値が大きくなり、最も鮮やかな彩度の値は色相によって異なります。

■5Rの色相



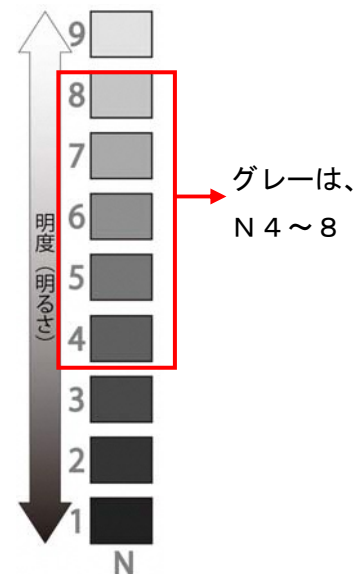
●マンセル値

- ・マンセル表色系の「色相・明度・彩度」を組み合わせることで表記したものが「マンセル値」です。
- ・「5R3/3」は、5アール、3の3と読みます。

●地区整備計画の色彩基準

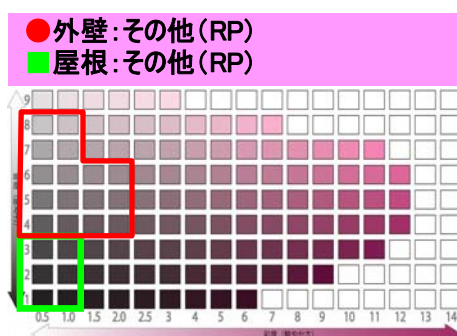
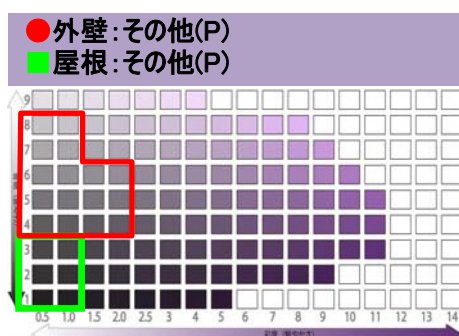
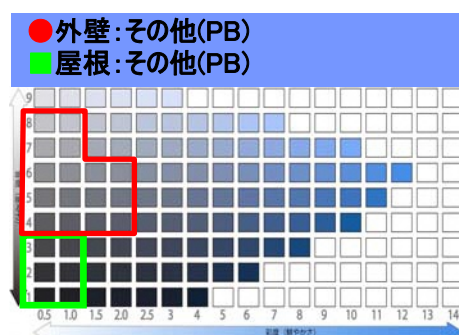
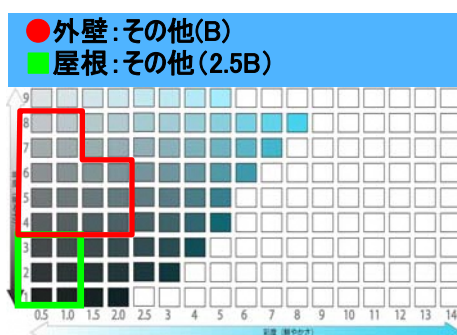
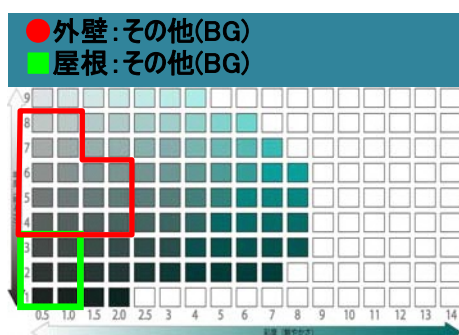
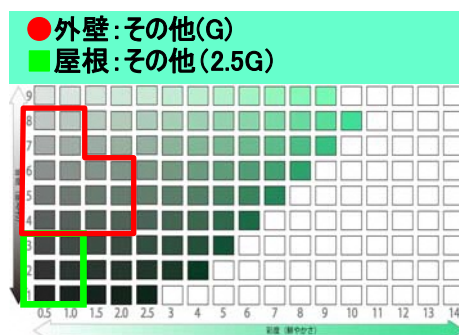
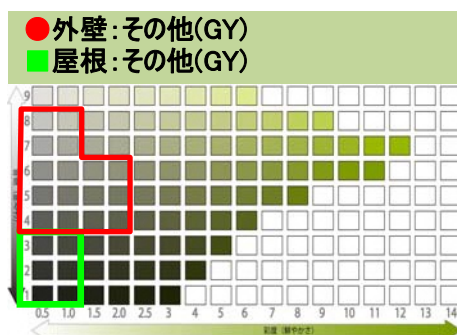
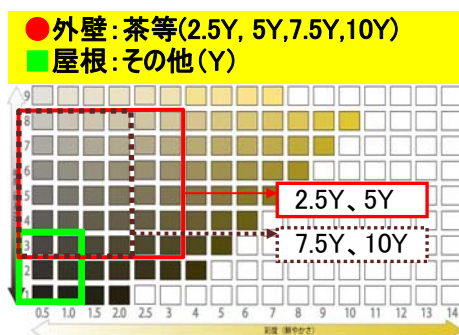
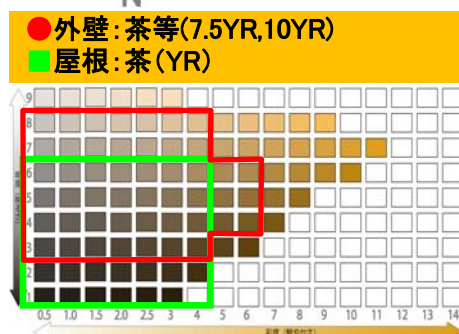
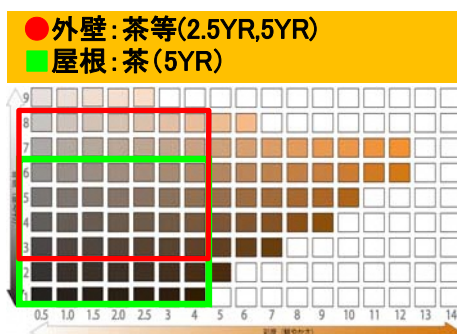
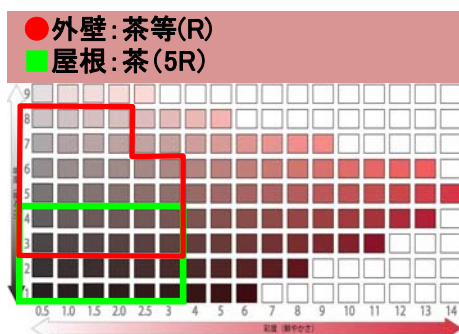
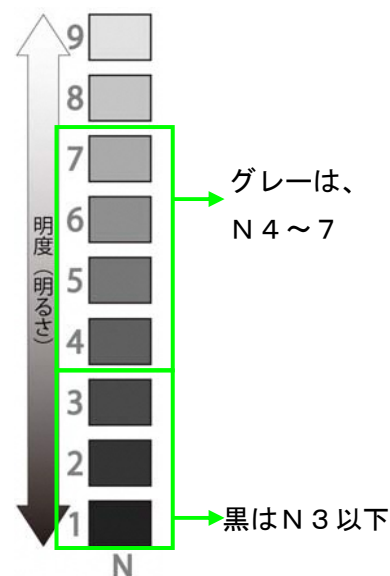
①外壁の色彩基準

色	マンセル値		
	色相	明度	彩度
グレー等	N	4～8	
	その他	4～8	1以下
茶等	R	3～6	3以下
		7～8	2以下
	2.5YR、5YR	3～8	4以下
	7.5YR、10YR	4～6	6以下
		3, 7～8	4以下
	2.5Y、5Y	3～8	4以下
落ち着いた色調	N、R、YR、Y	グレー・茶等を参考	
	その他	4～6	2以下



②屋根の色彩基準

色	マンセル値		
	色 相	明 度	彩 度
黒	N	3 以下	1 以下
	その他	3 以下	
グレー	N	4 ~ 7	
茶	5 R	4 以下	3 以下
	Y R	6 以下	4 以下



色彩基準では、建築物等の外壁と屋根について、色相毎に使用できる範囲を定めています。

外壁には□の範囲内の色彩、屋根には■の範囲内の色彩のみ使用できます。

※図版の色彩は印刷物であるため実際のマンセル値と異なる場合がありますのでご注意ください。

副都心北部直江地区 地区計画



凡 例	
	中層住宅 A 地区
	中層住宅 B 地区
	住宅地区
	拠点サービス地区
	沿道サービス地区
	流通業務 A 地区
	流通業務 B 地区
	流通業務 C 地区
	地区計画区域

